

佐賀県告示第六十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百九十一条の三第一項の規定により平成二十二年一月二十七日付けで佐賀中部広域連合の処理する事務及び規約の変更を許可したので、同条第五項の規定により告示する。

平成二十二年二月五日

佐賀県知事

古

川

康